

令和8年度京都市上下水道局戦略的PR業務 仕様書

1 業務名

令和8年度京都市上下水道局戦略的PR業務

2 業務目的

京都市上下水道局（以下「当局」という。）では、快適で衛生的な生活を支える水道・下水道を確実に未来につなぐため、「水道・下水道事業への理解促進」や「水需要の喚起」等の広報活動に取り組んでいます。

本業務は、これらをより効果的に取り組めるよう、市民の皆様に対し戦略的な働きかけを行い、水道・下水道事業の内容や当局の取組をお知らせするとともに、事業を取り巻く様々な課題についても知っていただけるよう、分かりやすく情報発信を行うものです。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託金額の上限価格

4,300,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

5 業務内容

水に関する記念日に沿ったイベントを軸とし、当局の広報の重点取組に基づいた情報発信を、当局マスコット「すみと・ひかり」も効果的に活用しながら行うこと。

当局の広報の重点取組

- ・ 全国的に災害が頻発していることに加え、大規模な漏水や道路陥没が発生する中、市民の皆様は、安心して水道・下水道をお使いいただけるよう、上下水道事業の内容や当局の取組をお知らせするとともに、事業を取り巻く様々な課題についても、知っていただけるよう、分かりやすく情報発信を行う。
- ・ 水道水の利用促進につながる情報発信を行い、水需要の更なる喚起を図る。
- ・ ウェブサイトやSNS、アプリ、印刷物など、多様な媒体も活用しながら、効果的・効率的な広報活動を展開する。

(1) 水に関する記念日に沿ったイベントの企画・運営等【年5回】

水に関する記念日に沿った各イベントにおいて、それぞれ次の業務を行うこと。

ア 水道週間（6月1～7日）

広報用のメインビジュアルの作成

※ 本業務の委託契約締結時にはイベントは終了しているが、終了後も各種広報にて使用予定。

イ 水の日（8月1日）

広報用のメインビジュアルの作成、当日スタッフ資料の作成、当日のイベント運営（「冷やし水道水体験ブース」（以下(3)参照）の企画・出展）、着ぐるみによるPR等

ウ 下水道の日（9月10日）

広報用のメインビジュアルの作成

エ いい風呂の日（11月26日）

広報用のメインビジュアルの作成

オ ピースな風呂の日（2月26日）

広報用のメインビジュアルの作成、当日スタッフ資料の作成、当日のイベント運営、着ぐるみによるPR等

※ 当日のスタッフ（各回5名程度）は受託者で手配すること。

※ 開催日・開催場所（開催場所の手配手法含む。）は当局と協議のうえ決定する。

※ ア、ウ及びエについては、委託によらず当局においてイベントの企画・運営又は他の手段による情報発信を行う。

（各開催イベントの想定）

項目	内容
来場者数	500人～2,000人程度
参加費	無料
会場	京都市内の集客施設等 ※ いずれも会場費無料の施設を想定。
ノベルティ	当局から提供可能なものは以下のとおり ・入浴剤 3,000個 ・紙せっけん 2,000個 ・ボールペン 300本 ・コースター 200個 ・マイボトル 30本 ※ 上記以外の必要なノベルティは、受託者において手配すること。

(参考) 令和7年度のイベントについて

記念日	開催日	会場	内容
水道週間	6月7日	さすてな京都 (参加者：762人)	水道水の安全性を伝えるPRキャンペーンを実施。
水の日	8月1日 ～8月31日	オンライン開催 (応募数：203件)	スマホ画面に表示させた当局マスコットキャラクター「すみと・ひかり」のARとともに、水をテーマとした写真を撮影し、WEB上で投稿いただく「水の日ARフォトコンテスト」を実施。
下水道の日	8月18日	鳥羽水環境保全センター (参加者：38人)	京都市内在住の小学生とその保護者を対象にした下水道施設見学会を実施。
いい風呂の日	11月22日	ロームシアター京都 (参加者：1,387人)	お風呂に関するクイズやバスボムづくり、入浴剤の配布等を実施。
ピースな風呂の日	2月14日 ～2月15日	みやこめっせ (参加者：1,826人)	お風呂に関するクイズやパネル展示、入浴剤の配布等を実施。

(2) 水に関する記念日に沿ったイベント等のつながりを演出する通年企画の実施

上記水に関する記念日に沿った5つのイベントに、当局が例年春に開催している「鳥羽の藤」「蹴上のつつじ」一般公開を加えた計6つのイベントのつながりを演出する通年企画（例えば、デザインを統一したパネルの作成や、各イベントで使用できるデジタル技術を用いたサイトの作成・運営など）を行うこと。

(参考) 「鳥羽の藤」「蹴上のつつじ」一般公開（令和8年度実施結果）

名称	会場	開催日	来場者数
鳥羽の藤	鳥羽水環境保全センター	4月17日～19日	計 14,580人
蹴上のつつじ	蹴上浄水場	4月25日・26日・29日	計 28,348人

(3) 「冷やし水道水体験ブース」の企画・出展（上記(1)イの「水の日」イベント）

ウォータークーラーを使用し、冷えた水道水を来場者に飲んでいただく「冷やし水道水体験ブース」をイベント会場に出展すること。なお、飲用の水道水は、当局が指定する場所から調達することができる。

※ ウォータークーラーの本体（2台）及び稼働に必要な設備、当日のスタッフ（着ぐるみによるPRを含め、4名以上）は受託者で手配すること。

※ 出展日・出展場所は別途当局から指示する。

(出展イベントの想定)

項目	内容
参加費・会場費	無料
ノベルティ	5(1)と同様

(参考) 令和7年度の実績について

イベント名	開催日	会場
さすてな京都☆アジサイフェア 2025	6月7日	さすてな京都
祇園祭(後祭)	7月24日	京都市市庁舎前広場



祇園祭(後祭)での様子

(4) 京都市総合防災訓練における「市民防災啓発ブース」の運営

京都市総合防災訓練において設置される「市民防災啓発ブース」を運営すること。

※ 当日のスタッフ(着ぐるみによるPRを含め、5名以上)は受託者で手配すること。

※ 出展日・出展場所は別途当局から指示する。

(参考) 令和7年度の実績について

開催日	会場	内容
11月1日	岡崎公園	災害用備蓄飲料水「疏水物語」や災害用マンホールトイレのPR、防災関係のパネル展示等を実施。



昨年度の様子

(5) その他

業務の目的を達成するための効果的なPR手法があれば積極的に提案すること。

※ 例: ARスタンプラリー(令和5年度)、下水道探検ゲーム(令和6年度)、お風呂診断ソフト(令和6年度)、水の日ARフォトコンテスト(令和7年度)

6 印刷物等の制作及び校正

(1) 受託者は、各業務に関連する印刷物等を制作する場合、その校正については、当局が校了と判断するまで行うこと。

(2) 受託者は、各校正や校了の際に校正・点検を行い、誤りを発見したときは速やかに当局へ報告し、修正作業を行うこと。

7 業務体制

(1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する

責任者（1名）及び主任担当者（1名以上）を配置すること。

- (2) イベント実施時には、十分な安全対策を講じること。また、不測の事態に備え、必要な保険に加入する等、緊急対応が可能な体制を整えること。なお、本業務に必要な許可の手続は受託者が行うこと。
- (3) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって、当局と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当局と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。

8 業務報告等

- (1) 成果物のデータ
※記録媒体（DVD-R等）を使用する際は受託者が用意すること。
- (2) 業務完了報告書
- (3) 請求書

9 支払方法

業務完了後一括払い

10 著作権等の取扱い

- (1) 本業務において受託者が作製した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てこれを当局に譲渡するものとする。また、受託者は、本著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務において知的財産基本法第2条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本業務の用に供しようとする場合は、受託者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受託者の責任と負担により対処するものとし、本業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼすことがないようにすること。

なお、第三者の著作物等を使用する場合は、本著作物の全部又は一部を当局が制作する印刷物や当局ウェブサイト等に掲載する点に留意すること。

11 特記事項

- (1) 秘密の保持
 - ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らす等、自己の利益のために使用してはならない。
 - イ 受託者は、本制作物等（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 禁止事項

ア 受託者は、創作物について登録等を受ける権利は当局に単独で帰属し、当局が自己の裁量に基づき知的財産権に関する法律上の保護を受けるために出願や登録を受ける権利を有すること及びこれにより取得する知的財産権は当局に単独で帰属することを確認する。

イ 受託者は、本制作物等を一部切り出して商標として使用又は商標登録出願はできないものとする。

ウ 受託者は、本制作物等の利用に際し、内容を改変又は二次的著作物の創作をできないものとする。

エ 受託者は、本制作物等を公序良俗に反する態様で使用できないものとする。

(3) 契約不適合責任

本制作物等において、契約の内容に適合しないものが見つかった場合は、当局の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令の遵守

受託者は関係法令等を遵守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた事項は、当局との協議により決定する。なお、協議により決定しない場合は、当局の指示により決定する。